

豊頃町監査委員
障害者活躍推進計画

令和7年3月 豊頃町代表監査委員

I 総論

1 豊頃町監査委員における障害者雇用の現状

豊頃町監査委員は豊頃町からの出向者で職員を構成しており、独自で募集・採用は行ってはいない。現在、障害のある職員は、在職していない。

これまで障害のある職員が在職していた場合は個別に対応しており、組織的な体制整備は行っていなかったが、障害者雇用促進法第7条の3に基づき、障害者である職員の一人ひとりが、能力を有効に発揮でき、雇用・就業又は長期に職場に定着し、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すために「障害者活躍推進計画」（以下、本計画という。）を策定、周知、公表することとする。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年

3 周知・公表

策定又は改定を行った本計画及び実施状況の点検結果は、豊頃町ホームページに掲載するとともに全ての職員に周知するなど適切な方法で公表する。

II 目標

1 採用に関する目標

障害者雇用の推進に関する理解促進に努める。

2 定着に関する目標

障害のある職員が在職した場合、不本意な離職者を極力生じさせない。

III 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

- ① 障害者雇用推進者として、書記を選任する。
- ② 「豊頃町職員衛生委員会」を「障害者雇用推進チーム」に充て、必要に応じて同チームに障害者である職員に参画を呼びかける。

- ③ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害のある職員が在職した場合、相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
- ④ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害のある職員が在職した場合、当該職員の能力や希望も踏まえ、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害のある職員が在職した場合、相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際に当該職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。